

<p>厚生労働大臣の定める入院患者数の基準</p>	<p>厚生労働大臣の定める入院基本料、老人入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料の基準</p>
<p>一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数に百分の百五を乗じて得た数以上</p> <p>二 医療法第一条の五第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数に三を加えて得た数以上</p>	<p>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号。以下「算定告示」という。）別表第一（以下「医科点数表」という。）若しくは別表第二（以下「歯科点数表」という。）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号。以下「算定基準」という。）別表第一（以下「老人医科点数表」という。）若しくは別表第二（以下「老人歯科点数表」という。）の所定点数に百分の二十（療養病棟入院基本料、老人病棟入院基本料及び有床診療所療養病棟入院基本料、老人特定入院基本料、老人療養病棟入院基本料、老人病棟老人入院基本料及び老人有床診療所療養病棟入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料については、百分の十）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の算定方法の例により算定した額</p>

別表第二

<p>厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準</p> <p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二條の二第一号の規定により有しなればならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超え百分の八十を乗じて得た数以下</p>	<p>厚生労働大臣の定める入院基本料及び老人入院基本料の基準</p> <p>医科点数表又は老人医科点数表の所定点数に百分の六（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二條の二第一号の規定により有しなればならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じて得た数以下</p>	<p>医科点数表又は老人医科点数表の所定点数に百分の十二（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額</p> <p>医科点数表又は老人医科点数表の所定点数に</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二</p>	<p>医科点数表又は老人医科点数表の所定点数に</p>

条の二第一号の規定により有しななければならぬ
い厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五
十を乗じて得た数以下

百分の十五（別表第五に定める地域に所在する
保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護
師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関
する計画を都道府県知事に届け出たものに限る
。）については、百分の三）を乗じて得た点数
を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例
により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二
条の二第一号の規定により有しななければならぬ
い厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分
の六十を乗じて得た数を超え百分の八十を乗じ
て得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に
百分の六（別表第五に定める地域に所在する保
険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師
及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関す
る計画を都道府県知事に届け出たものに限る。
）については、百分の三）を乗じて得た点数を
用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例に
より算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二
条の二第一号の規定により有しななければならぬ
い厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分
の五十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じ
て得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に
百分の十二（別表第五に定める地域に所在する
保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護
師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関
する計画を都道府県知事に届け出たものに限る
。）については、百分の三）を乗じて得た点数
を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例
により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二
条の二第一号の規定により有しななければならぬ
い厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分
の五十を乗じて得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に
百分の十五（別表第五に定める地域に所在する
保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護
師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関
する計画を都道府県知事に届け出たものに限る
。）については、百分の三）を乗じて得た点数
を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例
により算定した額

別表第三

厚生労働大臣の定める看護師及び准看護師又は
看護補助者の員数の基準

厚生労働大臣の定める入院基本料及び老人入院
基本料の基準

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二
条の二第一号の規定により有しななければならぬ
い厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又
は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た
数を超え百分の八十を乗じて得た数以下

医科点数表若しくは歯科点数表又は老人医科
点数表若しくは老人歯科点数表の所定点数に百
分の六（別表第五に定める地域に所在する保険
医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及
び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する
計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）
については、百分の三）を乗じて得た点数を用

<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の五十を乗じて得た 数を超え百分の六十を乗じて得た数以下</p>	<p>いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例によ り算定した額</p> <p>医科点数表若しくは歯科点数表又は老人医科 点数表若しくは老人歯科点数表の所定点数に百 分の十二（別表第五に定める地域に所在する保 険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師 及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関す る計画を都道府県知事に届け出たものに限る。 ）については、百分の三）を乗じて得た点数を 用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例に より算定した額</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の五十を乗じて得た 数以下</p>	<p>医科点数表若しくは歯科点数表又は老人医科 点数表若しくは老人歯科点数表の所定点数に百 分の十五（別表第五に定める地域に所在する保 険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師 及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関す る計画を都道府県知事に届け出たものに限る。 ）については、百分の三）を乗じて得た点数を 用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例に より算定した額</p>

別表第四

<p>厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数 の基準</p>	<p>厚生労働大臣の定める看護師及び准看護師又は 看護補助者の員数の基準</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の八 十を乗じて得た数を超える</p>	<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た 数を超える</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六 十を乗じて得た数を超える</p>	<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た 数を超える</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分 の八十を乗じて得た数を超える</p>	<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た 数を超える</p>
<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分 の六十を乗じて得た数を超える</p>	<p>医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二 条の二第一号の規定により有しなればなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又 は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た 数を超える</p>

別表第五

別表第二及び第三に規定する地域は、人口五万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
- 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域